2020年度竜王町農業再生協議会水田フル活用ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町は、水稲、麦、大豆等の土地利用型作物の作付を中心とした水田農業が主体となっており、麦、大豆の栽培は、担い手を中心に作付が行われ、その大部分がブロックローテーションによる団地化や土地利用集積により栽培されている。

一方、麦、大豆の栽培に適さない地域を中心に新規需要米等主食用以外の米の作付も行われており、不作付地の抑制に努めている。

また、町内直売所、町内企業での特産物、加工用として野菜等の確保に努める。

今後も需要に応じた生産量を確保し、安定した取組として推進する。

２　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

需要に応じた米生産の的確な実施と、消費者・実需者のニーズに即応した生産を推進する。

（２）非主食用米

ア　飼料用米

湿田等の麦作に適さない地域において、作物の作付振興の観点と併せて、実需者からのニーズに対応することから作付を推進する。

イ　米粉用米

集落営農組織による地域輪作体系での取り組みが困難な地域を中心に、作物の作付振興の観点から作付を推進する。

ウ　新市場開拓用米

輸出用をはじめ実需者との契約に基づく計画的な作付を推進する。

エ　WCS用稲

湿田等の麦作に適さない地域において、作物の作付振興の観点から作付を推進する。

オ　加工用米

集落営農組織による地域輪作体系での取り組みが困難な地域を中心に、作物の作付振興の観点から作付を推進する。

カ　備蓄米

集落営農組織による地域輪作体系での取り組みが困難な地域を中心に、作物の作付振興の観点から作付を推進する。

（３）麦、大豆、飼料作物

集落を中心としたブロックローテーションによる地域輪作体系や土地の利用集積による取組を進める。

また、排水対策をはじめ土づくり、適期適正播種、病害虫・雑草防除、適期収穫などの基本技術の励行を推進するとともに、地域ぐるみで取り組むブロックローテーションや団地化の取組が重要であることから、二毛作も含め産地交付金を活用し水田の高度利用を推進する。

（４）そば、なたね

地域の特色ある水田農業の実現を目指して、地域振興作物として、そば、なたねを位置付け推進する。

（５）高収益作物（園芸作物等）

地域の特色ある水田農業の実現を目指して、町内直売所や学校給食への供給確保の視点から地域振興作物として野菜を位置付け推進する。

また、収益性の確保を図るため、花き、雑穀を地域振興作物として推進するとともに、水田機能の維持、向上及び適切な管理を行いつつ、調整水田・自己保全管理等の不作付地の改善等に努める。

（６）畑地化の推進

地域として高収益作物の産地を形成するために畑地化の取組を推進する。

３　作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積（ha）	当年度の作付予定面積（ha）	2020 年度の作付目標面積（ha）
主食用米	802	813	797
飼料用米	48	40	36
米粉用米	－	－	1
新市場開拓用米	－	－	1
WCS 用稲	11	11	11
加工用米	7	6	6
備蓄米	－	－	1
麦	274	272	300
大豆	205	210	236
飼料作物	2	2	7
そば	18	20	24
なたね	1	1	1
その他地域振興作物	23	27	37
野菜	22	25	35
花き	1	1	1
雑穀	0	1	1

４　課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
				（2019 年度）	（2020 年度）
1	麦、大豆 （基幹作物）	生産性・品質向上助成（担い手型）	平均単収	麦　316kg/10a 大豆 96kg/10a	麦　229kg/10a 大豆 144kg/10a
2	大豆 （二毛作）	担い手大豆振興助成（二毛作）	作付面積	157ha	194ha
3	飼料用米 （基幹作物）	飼料用米促進助成	作付面積	48.3ha	35.7 ha
4	飼料用米 （基幹作物）	飼料用米団地化助成	団地化作付面積	44.9ha	18.2ha
5	別表２に定める野菜・雑穀・花き （基幹作物）	野菜・雑穀・花き助成	作付面積	野菜 12.2ha 雑穀　0.0ha 花き　1.0ha	野菜 15.7ha 雑穀　0.1ha 花き　0.1ha
6	黒大豆 （基幹作物）	竜王産黒大豆助成	作付面積	6.9ha	9.9 ha
7	黒大豆 （二毛作）	竜王産黒大豆助成 （二毛作）	作付面積	51.2 ha	53.0 ha
8	そば （基幹作物）	竜王産そば助成	作付面積	0.2 ha	7.4 ha
9	そば （二毛作）	竜王産そば助成 （二毛作）	作付面積	17.5 ha	13.8 ha
10	さつまいも、白ねぎ、たまねぎ、はくさい （基幹作物）	特産野菜助成	作付面積	0.4ha	0.9ha
11	さつまいも、白ねぎ、たまねぎ、はくさい （二毛作）	特産野菜助成 （二毛作）	作付面積	0.9ha	1.6ha
12	別表２に定める野菜・花き（基幹作物）	高収益作物等拡大助成	作付面積	野菜 12.2ha 花き　1.0ha	野菜 15.7ha 花き　0.1ha
13	別表２に定める野菜・花き（二毛作）	高収益作物等拡大助成（二毛作）	作付面積	野菜 0.9ha 花き　0.0ha	野菜 12.0ha 花き　0.2ha

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※　目標期間は３年以内としてください。

５　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1．地域農業再生協議会名

竜王町農業再生協議会

2．活用予定額の総括表

（単位：円）

協議会等名	配分枠（A+B）			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
竜王町農業再生協議会	18,733,000	18,733,000	0	18,733,000

（注）追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

18733000円

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3 戦略作物 麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米	新市場開拓用米	そば	なたね	高収益作物 野菜	花き・花木	果樹	その他の高収益作物	雑穀	その他	合計② ※5	所要額 ①×② (円)
1	生産性・品質向上助成(担い手型)	1	3,800	27,171	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0	27,711	10,530,180
2	担い手大豆振興助成(二毛作)	2	1,400	0	14,530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,280	0	0	15,810	2,213,400
3	飼料用米促進助成	1	1,400	0	0	0	0	3,488	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,488	488,320
4	飼料用米団地化助成	1	1,000	0	0	0	0	3,316	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,316	331,600
5	野菜・雑穀・花き助成	1	4,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,420	100	0	5	5	0	1,530	688,500
6	竜王産黒大豆助成	1	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	950	0	0	950	570,000
7	竜王産黒大豆助成(二毛作)	2	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,240	0	0	5,240	3,144,000
8	竜王産そば助成	1	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	720	0	0	0	0	0	0	0	720	216,000
9	竜王産そば助成(二毛作)	2	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1,370	0	0	0	0	0	0	0	1,370	411,000
10	特産野菜助成	1	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	70	35,000
11	特産野菜助成(二毛作)	2	10,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	100	105,000
12	高収益作物等拡大助成	1																			
13	高収益作物等拡大助成	2																			
合計(基幹)※4			実面積	27,171	240			3,488				720		1,420	100		955	5		34,099	※6
合計(二毛作)※4			実面積		14,530							1,370		100			5,240			21,240	18,733,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

転換作物拡大加算および高収益作物等拡大加算に係る追加を受けた場合は、整理番号12番、13番の個票により活用する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

整理番号6から11に優先的に支払う。その後、5、4、3、2、1の順番に支払い、最終、整理番号1において単価調整する。単価調整については、配分額の残額を対象面積で除して調整を行う。

6. 高収益作物について

黒大豆および小豆（根拠データについては参考様式のとおり）

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名（野菜、花き・花木、果樹除く）を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>1</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">生産性・品質向上助成（担い手型）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">麦、大豆（いずれも基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">3,800円/10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">麦、大豆については、品質・収量の年次変動が大きく、実需者が求める品質・収量を安定的に確保する必要があることから、担い手による作付を支援することで、品質および収量の安定化を図ることができ、今後の地域の収益力向上および安定的かつ計画的な生産を実現することができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td colspan="2">2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平均単収（麦）
平均単収（大豆）</td><td>目標</td><td>－</td><td>209kg/10a
136kg/10a</td><td>226kg/10a
140kg/10a</td><td colspan="2">229kg/10a
144kg/10a</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>205kg/10a
133kg/10a</td><td>250kg/10a
65kg/10a</td><td>316kg/10a
96kg/10a</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">農地集積による経営規模拡大等、生産性の向上に取り組む担い手が作付した麦、大豆（いずれも基幹作物）に対し、助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
麦または大豆を作付し販売する担い手農業者。
担い手要件：水田農業ビジョンに位置付けられた担い手であること。
〇助成対象水田　経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
品質の向上および収量の増加に向けた取組み（排水対策、土づくり、ブロックローテーションのいずれか）を行うこと。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書および水田農業ビジョン担い手リストにより確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙1に準じて確認
〇その他の要件
・ほ場位置図および現地確認の他、販売伝票、その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類により確認
・土づくり、排水対策の取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇平均単収について、作物統計調査（農林水産省）から滋賀県竜王町の麦および大豆の10a当たり収量を確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">整理番号6と重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>2</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">担い手大豆振興助成（二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">大豆（二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">1,400円/10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">大豆については、実需者からのニーズに対して供給が不足していることから、実需者が求める品質を確保しつつ、二毛作による大豆の作付面積の増加により、需要に応じた安定的な生産量の確保を図る必要がある。
ついては、担い手による二毛作での大豆の作付を支援することによって、作付面積の増加を図り、生産性の向上および品質の均一化ならびに収量の増加を実現することで、販売収入を増加し、担い手における農業経営の安定化、さらには地域において安定した大豆生産体制の確立を目指す。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td colspan="2">2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担い手による作付面積
（大豆(二毛作)）</td><td>目標</td><td>－</td><td>118ha</td><td>180ha</td><td colspan="2">194ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>116.5ha</td><td>167ha</td><td>157ha</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">実需に応じた大豆の生産量確保のため、作物作付水田において、担い手が二毛作により大豆の作付を行った場合に、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
二毛作による大豆を作付し販売する担い手農業者
担い手要件：水田農業ビジョンに位置付けられた担い手であること。
〇助成対象水田　経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
品質の向上および収量の増加に向けた取組み（排水対策、土づくり、狭畦密播栽培のいずれか）を行うこと。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書および水田農業ビジョン担い手リストにより確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・販売伝票、その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類により確認
・排水対策、土づくり、狭畦密播栽培の取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇2020年12月末までに、次の方法で確認する。
・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">整理番号7と重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>3</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">飼料用米促進助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">飼料用米（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">1,400円/10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">飼料用米については、実需者からのニーズに対して供給が不足していることから、実需者が求める品質を確保しつつ、飼料用米の作付面積の安定的な増加により、需要に応じた安定的な生産量の確保を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td colspan="2">2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">飼料用米（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>17.6ha</td><td>34.8ha</td><td colspan="2">35.7ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>17.3ha</td><td>22.8ha</td><td>48.3ha</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">飼料用米の生産量の増加を図り、実需者からのニーズに対応するため、作物作付水田において、飼料用米（基幹作物）の作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象水田
経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画（飼料用）の認定を受けた区分管理計画書（別紙様式第３－１号）に記載されたほ場。
〇助成対象者
需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画（飼料用）の認定を受けている者で、区分管理方式で取り組み販売する農業者であって、かつ別表1の生産性向上等の取組の内、竜王町農業再生協議会において推進する取組（農薬の低減化、土づくりのうちいずれか）を行う農業者。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3に基づき近畿農政局長から通知される「新規需要米認定結果通知書」（別紙様式第４－１０号）により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・出荷伝票または販売伝票よる確認
・農薬の低減化、土づくりの取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">整理番号4と重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>4</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">飼料用米団地化助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">飼料用米（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">1,000円/10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">飼料用米については、実需者からのニーズに対して供給が不足していることから、実需者が求める品質を確保しつつ、飼料用米の作付面積の安定的な増加により、需要に応じた安定的な生産量の確保を図る必要がある中、畑作物と水稲は水管理が全く異なるため、それぞれを団地化し、集団栽培することにより、収量・品質の安定化と作業の効率化を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td colspan="2">2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">飼料用米（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>17.6ha</td><td>17.9ha</td><td colspan="2">18.2ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>17.3ha</td><td>17.4ha</td><td>44.9ha</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">飼料用米の生産において、生産性および品質の向上を図るため、また、地域ぐるみで取り組まれる水稲（非主食用含む）・麦・大豆の団地化、ブロックローテーションを堅持し、水田のフル活用を促進するため、団地化により作付を行ったものに対し助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象水田
経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画（飼料用）の認定を受けた区分管理計画書（別紙様式第３－１号）に記載されたほ場。
〇助成対象者
需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画（飼料用）の認定を受けている者で、区分管理方式で取り組み販売する農業者であって、かつ別表1の生産性向上等の取組の内、竜王町農業再生協議会において推進する取組（農薬の低減化、土づくりのうちいずれか）を行う農業者。
〇団地化要件
1ha以上の作物作付水田で連担していること。
作物作付水田とは、調整水田、保全管理、樹園地、耕作放棄地、未耕起地以外で水稲以外の作物が作付されていることとする。
団地内に飼料用米（基幹作物）が概ね1ha以上作付されていること。
団地内に河川や道路等の線的施設または既存の畑および農業用施設、農家住宅等が介在していても、大型農業機械の往来に支障がない限り団地として取り扱う。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3に基づき近畿農政局長から通知される「新規需要米認定結果通知書」（別紙様式第４－１０号）により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・団地化要件については、ほ場位置図、現地確認等による確認
・農薬の低減化、土づくりの取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">概ねとは80％以上のことをいう。
整理番号3と重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>5</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">野菜・雑穀・花き助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">別表2に定める野菜、雑穀、花き（いずれも基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">4,500円/10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">野菜、雑穀、花き等の特産物振興について、本町内の2か所の道の駅に設置している農産物直売所における町内産農産物の取扱量について、年間を通じて不足しており、これらの増加が求められている。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野菜（作付面積）
雑穀（作付面積）
花き（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>15.1ha
0.1ha
0.1ha</td><td>15.4ha
0.1ha
0.1ha</td><td>15.7ha
0.1ha
0.1ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>14.8ha
0.1ha
0.1ha</td><td>14.2ha
0.1ha
0.9ha</td><td>12.2ha
0.0ha
1.0ha</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">別紙地域振興作物一覧にある野菜、雑穀または花きを作付した場合、作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
出荷販売用の野菜、雑穀または花きを作付し販売する農業者であって、かつ別表1の生産性向上等の取組の内、竜王町農業再生協議会において推進する取組（農薬の低減化、土づくりのうちいずれか）を行う農業者。
〇助成対象水田　経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
助成対象作物を複数回作付しても、助成は1圃場1回のみとする。
対象作物の作付合計面積が1a以上であること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・出荷伝票または販売伝票による確認
・農薬の低減化、土づくりの取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">整理番号10、12と重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>6</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">竜王産黒大豆助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">黒大豆（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">6,000円/10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">竜王産黒大豆については、大粒で良質な黒大豆が栽培されており実需者からのニーズも高いが、栽培に手間がかかり、さらには農業者の高齢者、労働力不足により、需要に対して供給が不足している状況である。
ついては、大豆の作付面積の増加により、黒大豆の作付を支援することによって、作付面積の増加を図り、生産性の向上および収量の増加を実現することで、販売収入を増加し、農業経営の安定化、さらには地域において安定した黒大豆生産体制の確立を目指す。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td colspan="2">2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">黒大豆（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>－</td><td>9.7ha</td><td colspan="2">9.9ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>7.6ha</td><td>9.5ha</td><td>6.9ha</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">実需に応じた黒大豆の生産量確保のため、作物作付水田において、黒大豆の作付を行った場合に、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
黒大豆を作付し販売する農業者
〇助成対象水田
経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
・契約栽培を行い、品質の向上および収量の増加に向けた取組み（排水対策、土づくり、狭畦密播栽培のいずれか）を行うこと。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・販売伝票、その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類により確認
・播種前から出荷前までの間に契約がされているか契約書等により確認。
・排水対策、土づくり、狭畦密播栽培の取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">整理番号1と重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>7</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">竜王産黒大豆助成（二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">黒大豆（二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">6,000円/10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">竜王産黒大豆については、大粒で良質な黒大豆が栽培されており実需者からのニーズも高いが、栽培に手間がかかり、さらには農業者の高齢者、労働力不足により、需要に対して供給が不足している状況である。
ついては、二毛作による大豆の作付面積の増加により、二毛作での黒大豆の作付を支援することによって、作付面積の増加を図り、生産性の向上および収量の増加を実現することで、販売収入を増加し、農業経営の安定化、さらには地域において安定した黒大豆生産体制の確立を目指す。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td colspan="2">2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">黒大豆（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>－</td><td>52.4ha</td><td colspan="2">53.0ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>50.5ha</td><td>51.9ha</td><td>51.2ha</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">実需に応じた黒大豆の生産量確保のため、作物作付水田において、二毛作により黒大豆の作付を行った場合に、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
二毛作による黒大豆を作付し販売する農業者
〇助成対象水田
経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
・契約栽培を行い、品質の向上および収量の増加に向けた取組み（排水対策、土づくり、狭畦密播栽培のいずれか）を行うこと。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・販売伝票、その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類により確認
・播種前から出荷前までの間に契約がされているか契約書等により確認。
・排水対策、土づくり、狭畦密播栽培の取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">整理番号2と重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>8</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">竜王産そば助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">そば（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">3,000円／10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">竜王産そばについては、実需者からのニーズに対して供給が不足していることから、実需者が求める品質を確保しつつ、作付面積の安定的な増加により、需要に応じた安定的な生産量の確保を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td colspan="2">2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">そば（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>－</td><td>7.3ha</td><td colspan="2">7.4ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>7.6ha</td><td>7.2ha</td><td>0.2ha</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">実需に応じたそばの生産量確保のため、作物作付水田において、そばの作付を行った場合に、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
そばを作付し販売する農業者
〇助成対象水田
経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
・契約栽培を行い、品質の向上および収量の増加に向けた取組み（排水対策、土づくりのいずれか）を行うこと。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・販売伝票、その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類により確認
・播種前から出荷前までの間に契約がされているか契約書等により確認。
・排水対策、土づくりの取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>9</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">竜王産そば助成（二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">そば（二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">3,000円/10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">竜王産そばについては、実需者からのニーズに対して供給が不足していることから、実需者が求める品質を確保しつつ、作付面積の安定的な増加により、需要に応じた安定的な生産量の確保を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">そば（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>－</td><td>13.7ha</td><td>13.8ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>19.9ha</td><td>13.6ha</td><td>17.5ha</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">実需に応じたそばの生産量確保のため、作物作付水田において、そばの作付を行った場合に、その作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
二毛作によるそばを作付し販売する農業者
〇助成対象水田
経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
・契約栽培を行い、品質の向上および収量の増加に向けた取組み（排水対策、土づくりのいずれか）を行うこと。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・販売伝票、その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類により確認
・播種前から出荷前までの間に契約がされているか契約書等により確認。
・排水対策、土づくりの取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>10</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">特産野菜助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">さつまいも、白ねぎ、たまねぎ、はくさい（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">5,000円/10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">本町内の2か所の道の駅に設置している農産物直売所における町内産農産物の取扱量について、年間を通じて不足しており、これらの増加が求められている。
ついては、本町の魅力発信事業として実施しているまるごと「スキヤキ」プロジェクトの一環として、野菜のブランド化を創出することおよびすきやきの具材となる野菜を特産物として振興することにより、町内産野菜のブランド化につなげ、取扱量の増加を目指す。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野菜（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>－</td><td>0.8ha</td><td>0.9ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>0.6ha</td><td>0.7ha</td><td>0.4ha</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">さつまいも、白ねぎ、たまねぎ、はくさいの野菜を作付した場合、作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
出荷販売用の野菜を作付し販売する農業者であって、かつ別表1の生産性向上等の取組の内、竜王町農業再生協議会において推進する取組（農薬の低減化、土づくりのうちいずれか）を行う農業者。
〇助成対象水田
経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
対象作物の作付合計面積が1a以上であること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・出荷伝票または販売伝票による確認
・農薬の低減化、土づくりの取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">整理番号5および12との重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>11</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">特産野菜助成（二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">さつまいも、白ねぎ、たまねぎ、はくさい（二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">10,500円／10a</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">本町内の2か所の道の駅に設置している農産物直売所における町内産農産物の取扱量について、年間を通じて不足しており、これらの増加が求められている。
ついては、本町の魅力発信事業として実施しているまるごと「スキヤキ」プロジェクトの一環として、野菜のブランド化を創出することおよびすきやきの具材となる野菜を特産物として振興することにより、町内産野菜のブランド化につなげ、取扱量の増加を目指す。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野菜（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>－</td><td>1.5ha</td><td>1.6ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>2.1ha</td><td>1.4ha</td><td>0.9ha</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">さつまいも、白ねぎ、たまねぎ、はくさいの野菜を作付した場合、作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
出荷販売用の野菜を二毛作により作付し販売する農業者であって、かつ別表1の生産性向上等の取組の内、竜王町農業再生協議会において推進する取組（農薬の低減化、土づくりのうちいずれか）を行う農業者。
〇助成対象水田
経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
対象作物の作付合計面積が1a以上であること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・出荷伝票または販売伝票による確認
・農薬の低減化、土づくりの取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">整理番号13と重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="5">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>12</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="7">高収益作物等拡大助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="7">別表2に定める野菜、花き（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="7">追加配分額に応じて、20,000円/10aを上限として単価を決定する。</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="7">野菜、花き等の特産物振興について、本町内の2か所の道の駅に設置している農産物直売所における町内産農産物の取扱量について、年間を通じて不足しており、これらの増加が求められている。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td colspan="2">2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野菜（作付面積）
花き（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>15.1ha
0.1ha</td><td>15.4ha
0.1ha</td><td colspan="2">15.7ha
0.1ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>14.8ha
0.1ha</td><td>14.2ha
0.9ha</td><td>12.2ha
1.0ha</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="7">別表2にある野菜または花きを作付した場合、作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="7">〇助成対象者
出荷販売用の野菜または花きを作付し販売する農業者であって、かつ別表1の生産性向上等の取組の内、竜王町農業再生協議会において推進する取組（農薬の低減化、土づくりのうちいずれか）を行う農業者。
〇助成対象水田　経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
助成対象作物を複数回作付しても、助成は1圃場1回のみとする。
対象作物の作付合計面積が1a以上であること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="7">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・出荷伝票または販売伝票による確認
・農薬の低減化、土づくりの取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="7">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">整理番号5および10との重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">竜王町農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>13</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">高収益作物等拡大助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">別表2に定める野菜、花き（二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">追加配分額に応じて、20,000円/10aを上限として単価を決定する。</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">野菜、花き等の特産物振興について、本町内の2か所の道の駅に設置している農産物直売所における町内産農産物の取扱量について、年間を通じて不足しており、これらの増加が求められている。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野菜（作付面積）
花き（作付面積）</td><td>目標</td><td>－</td><td>－</td><td>11.5ha
0.1ha</td><td>12.0ha
0.2ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>－</td><td>10.9ha
0.0ha</td><td>0.9ha
0.0ha</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">別表2にある野菜または花きを作付した場合、作付面積に応じて助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">〇助成対象者
出荷販売用の野菜または花きを二毛作により作付し販売する農業者であって、かつ別表1の生産性向上等の取組の内、竜王町農業再生協議会において推進する取組（農薬の低減化、土づくりのうちいずれか）を行う農業者。
〇助成対象水田　経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
〇その他要件
助成対象作物を複数回作付しても、助成は1圃場1回のみとする。
対象作物の作付合計面積が1a以上であること。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">〇助成対象者
営農計画書により確認
〇助成対象水田及び対象作物
経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認。対象作物については現地確認による確認
〇その他要件
・出荷伝票または販売伝票による確認
・農薬の低減化、土づくりの取組を確認できるもの（資材の購入伝票、作業日誌）により確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">〇経営所得安定対策等実施要綱Ⅲにより提出があった「水稲生産実施計画書兼営農計画書」により確認</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">整理番号11との重複助成可</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

別表１

地域協議会名	推進する取組（※地域毎に選択）
竜王町農業再生協議会	・担い手が行う取組（農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体）
	・農薬の低減化（温湯種子消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理）
	・土づくり

別表2

野菜
だいこん、ラディッシュ、かぶ、すぐき、にんじん、ごぼう、れんこん、しょうが、さつまいも、じゃがいも、さといも、やまいも、ヤーコン、セレベス、はくさい、ほうれんそう、こまつな、ちんげん菜、みずな、みつば、しゅんぎく、みぶ菜、日野菜、そば菜、サラダ菜、花菜、北之庄菜、青菜、漬け菜、ねぎ（白ねぎ除く）、白ねぎ、わけぎ、ニラ、セリ、ふき、ウド、たまねぎ、にんにく、らっきょう、エシャロット、みょうが、くわい、しそ、キャベツ、セルリー、レタス、パセリ、サニーレタス、モロヘイヤ、アスパラガス、かぼちゃ、とうもろこし、青さやいんげん、ササゲ、キヌサヤ、エンドウ豆、そらまめ、えだまめ、カリフラワー、ブロッコリー、オクラ、きゅうり、ズッキーニ、うり類、なす、下田なす、杉谷なす、あおとう、ししとう、とうがらし、トマト、ミニトマト、ピーマン、食用菊、菜の花、いちご、メロン、すいか、きのこ類、マコモダケ、きくいも、アイスプラント、たらの芽

雑穀
小豆、らっかせい、ごま、えごま

花き
アスター、かすみそう、カーネーション、きく、キンギョソウ、キンセンカ、キキョウ、ケイトウ、コスモス、小ぎく、ゴテチャ、シクラメン、スターチス、ストレッチア、ストック、センニチコウ、チューリップ、チドリソウ、トルコキキョウ、なでしこ、パンジー、バラ、ひまわり、べに花、マリーゴールド、やぐるまそう、ユリ、ラン、リアトリス、ローダンセ、ワレモコウ、切り花用菜の花、ほおずき、葉ボタン

【参考様式】

高収益作物（特認）に係るデータ

1．農業再生協議会名

竜王町農業再生協議会

2．収益性データ

作物名	10a当たりの収量（kg/10a）	販売単価（円/kg）	10a当たりの諸経費（円/10a）	**10a当たりの収益（円/10a）**
丹波黒大豆	106	1,320	37,005	**102,915**
早生黒大豆	153	695	34,157	**72,178**
小豆	75	1,100	24,686	**57,814**
				0
				0